

○井原市工業等振興条例施行規則

平成2年3月17日規則第6号

改正

令和7年3月31日規則第15号

井原市工業等振興条例施行規則

井原市工業振興条例施行規則（昭和58年井原市規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、井原市工業等振興条例（平成2年井原市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置期限）

第2条 条例第2条第3号及び第4号に規定する「一定期間」とは、指定事業所の延べ面積が、2,000平方メートル未満のものについては建設工事着手日後1年、2,000平方メートル以上のものについては建設工事着手日後2年とする。

（指定の申請）

第3条 条例第3条第1項の規定により指定を受けようとする者は、指定事業者指定申請書（様式第1号）を、事業所の建設工事着手予定日の3月前から1月前までの間に市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

（指定の通知）

第4条 市長は、条例第3条第2項の規定により指定したときは、指定事業者指定通知書（様式第2号）により、また、指定をしないときは、その旨を文書により申請者に通知しなければならない。

（固定資産税の税額に乗じる率）

第5条 条例第5条第2項に規定する固定資産税の税額に乗じる率は、3年度間100分の100とする。

（延べ面積）

第6条 条例第6条第1号に規定する「延べ面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。ただし、指定事業者がその業の用に供する建物で市内に有するもののうち、指定事業所の新設及び増設のため建設工事着手日前1年の間にその全部又は一部を用途廃止したものがある場合は、用途廃止した部分の延べ面積を指定事業所の延べ面積から減じたものとする。

（取得価額）

第7条 条例第6条第2号に規定する「取得価額」とは、建物及びそれに附属する機械装置の購入に要した費用の合計をいう。ただし、指定事業者がその業の用に供する建物及び機械装置で市内に有するもののうち、指定事業所の新設及び増築のため建設工事着手日前1年の間にその全部又は一部を用途廃止したものがある場合は、用途廃止した建物及び機械装置の地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく固定資産評価額を指定事業所の取

得価額から減じたものとする。

(奨励金の交付申請)

第8条 指定事業者は、奨励金交付申請書(様式第3号)を次に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期日から1月を経過する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 初年度 基指定事業所で操業を開始した日から1年を経過した日又は指定事業所に賦課される固定資産税の最初の納期限のいずれか遅い日

(2) 第2年度及び第3年度 当該年度の固定資産税の最初の納期限

(奨励金の交付決定)

第9条 市長は、条例第8条の規定により奨励金の交付を決定したときは、奨励金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(届出)

第10条 条例第4条及び第13条の規定による届出は、それぞれ事業計画変更届(様式第5号)、工事着手届(様式第6号)、工事完了届(様式第7号)、操業開始届(様式第8号)、操業休止(廃止)届(様式第9号)及び指定事業者承継届(様式第10号)により市長に届け出なければならない。

(報告義務)

第11条 指定事業者は、初年度の交付申請の日から5年を経過する日までの間、事業報告書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日から1月を経過する日までに行わなければならない。

(1) 初年度、第2年度及び第3年度 第8条に定める期日

(2) 前号以外の年度 5月末日

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。